

第 2 回「厚生労働省と全国知事会との定期協議」について

1 概要

(1) 日 時 平成 20 年 10 月 23 日 (木) 10:00 ~ 11:20

(2) 場 所 厚生労働省 6 階 共用第 8 会議室

(3) 出席者

厚生労働省 江利川事務次官

上田健康局長

全国知事会 神田愛知県知事 (社会文教常任委員会委員長)

三村青森県知事

岡島埼玉県副知事

橋本奈良県副知事

高浜愛媛県副知事

立石長崎県副知事

(4) 議題と主な議論

新型インフルエンザ対策について

ワクチンの接種について

厚生省の案では、発生前の接種は予算事業とし、費用負担は国と都道府県で 1 / 2 ずつだと示されたが、知事会からは、実施主体、負担割合、健康被害に対する救済も含めて、予算事業としてではなく根拠法を整備した上で実施すべきであると主張した。

また、発生後は、厚生省の案では、予防接種法の臨時接種とし、費用負担は国・都道府県・市町村で 1 / 3 ずつとされた。これに対し、知事会からは、予防接種法の想定範囲外の規模であることから、国家的危機管理への対応として新たな法整備を求めるとともに全額基本的に国の負担とすべきであると主張した。

抗インフルエンザ薬 (タミフル等) の備蓄について

厚生省からは、タミフル等の備蓄量を国民の 23% から 45% に引き上げるにあたって、その半分の費用負担を都道府県にお願いしたいとの要請に対し、知事会からは 45% に引き上げる根拠を示すとともに、国家的危機管理の問題から全額国の責任で財政措置することを求めた。

法整備の在り方について

厚生省からは、まず行動計画とガイドラインを整備し、その後必要があれば法整備の必要性を検討するという考え方が示されたのに対し、知事会からは、現場を預かる立場として、対策の実効性を高めるための災害対策諸法に類似した知事への権限を付与するなど、法整備が必要であると主張した。

2 第 3 回については厚生労働省と協議中